

過疎地域自立促進方針

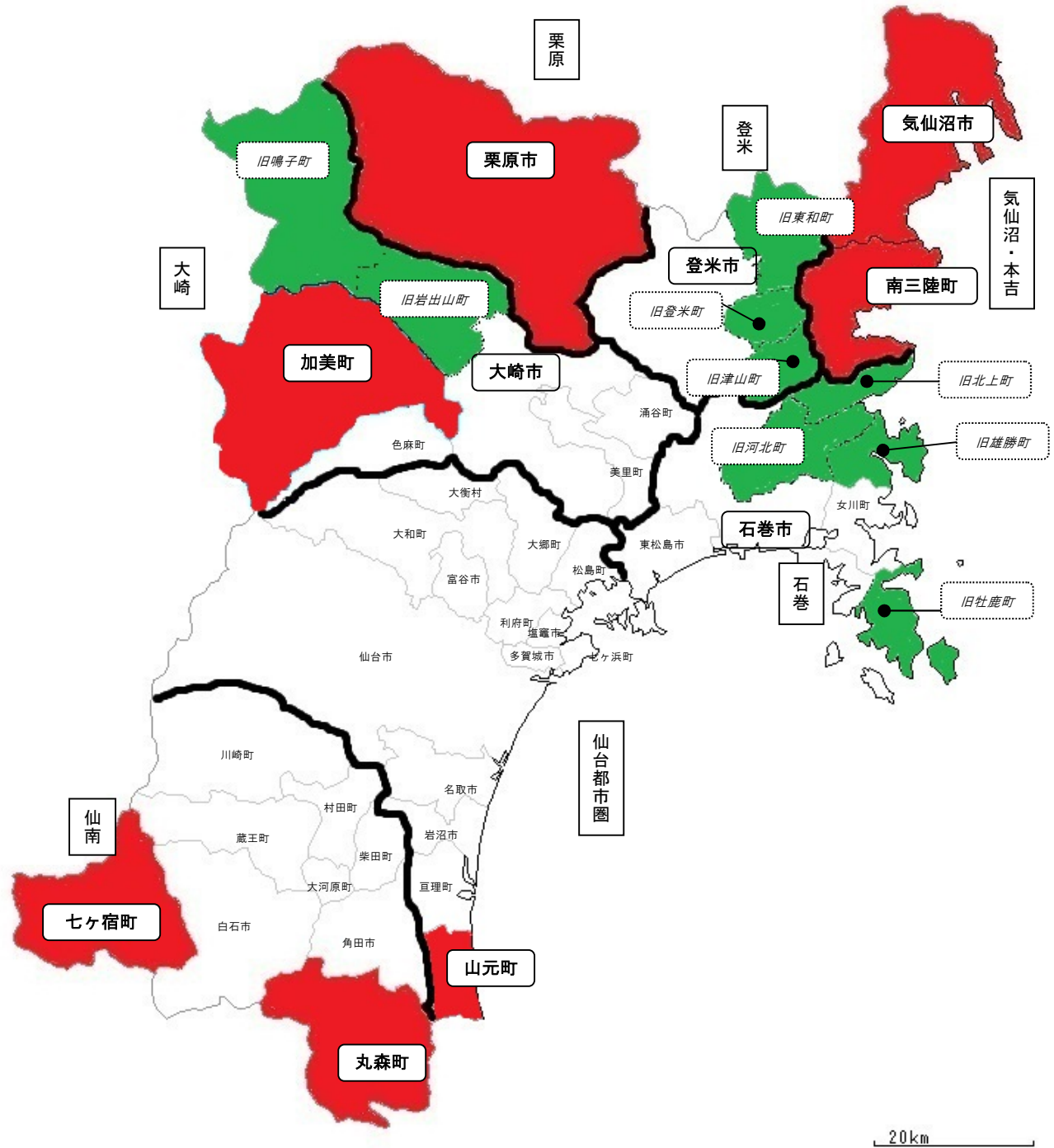
(平成28～32年度)

平成28年4月
(平成29年7月改正)

宮 城 県

宮城県過疎地域市町村等分布図

(平成29年4月1日現在)



	<p>過疎地域市町村（法2条）</p> <p>気仙沼市、栗原市、七ヶ宿町、丸森町、山元町、加美町、南三陸町</p>
	<p>過疎地域とみなされる区域を持つ市町村（法33条2項：一部過疎）</p> <p>石巻市（旧河北町、旧雄勝町、旧北上町、旧牡鹿町の区域）</p> <p>登米市（旧登米町、旧東和町、旧津山町の区域）</p> <p>大崎市（旧岩出山町、旧鳴子町の区域）</p>

第 1 基本的な事項	1
1 過疎地域の現状と問題点	2
(1) 過疎地域の現状	2
(2) これまでの過疎対策の成果	9
(3) 過疎地域の課題	9
2 過疎地域自立促進の基本的な方向	12
(1) 基本的方向の理念	12
(2) 過疎地域自立促進の必要性	12
(3) 基本的方向	12
(4) これからの過疎地域自立促進の視点	13
3 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連	16
第 2 産業の振興	17
1 産業振興の方針	17
2 その対策	17
(1) 農林水産業の振興	17
(2) 地場産業の振興	19
(3) 企業の誘致対策	20
(4) 起業の促進	20
(5) 商業の振興	21
(6) 観光又はレクリエーション	21
第 3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	22
1 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の方針	22
(1) 総合的な交通体系の整備	22
(2) 情報化の推進	22
(3) 移住及び地域間交流の促進	22
2 その対策	23
(1) 県道及び市町村道の整備	23
(2) 農道、林道及び漁港関連道の整備	23

(3) 交通確保対策	24
(4) 携帯電話のエリア整備	24
(5) 情報化の推進	25
(6) 地域間交流の促進	25
(7) 移住・定住の促進	25

第4 生活環境の整備 **27**

1 生活環境の整備の方針	27
2 その対策	27
(1) 簡易水道、下水処理施設等の整備	27
(2) 消防救急施設の整備	27
(3) 再生可能エネルギー等の導入促進	28
(4) サービスステーション（ガソリンスタンド）対策	28

第5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 **29**

1 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針	29
2 その対策	29
(1) 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	29
(2) 児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	30

第6 医療の確保 **31**

1 医療の確保の方針	31
2 その対策	31
(1) 無医地区対策	31
(2) 特定診療科目に係る医療確保対策	31

第7 教育の振興	32
1 教育の振興の方針	32
(1) 学校教育等の充実	32
(2) 社会教育の充実と生涯学習推進体制等の整備	32
2 その対策	32
(1) 公立小中学校の統合整備等教育施設の整備	32
(2) 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備	33
(3) みやぎらしい協働教育の推進	33
第8 地域文化の振興等	34
1 地域文化の振興等の方針	34
(1) 多様な文化芸術活動の促進と交流	34
(2) 誇り高い地域文化の継承と発展	34
2 その対策	34
(1) 地域文化の振興等に係る施設の整備及び人材育成	34
第9 集落の整備	35
1 集落整備の方針	35
2 その対策	35
(1) 集落の整備	35
(2) 集落の維持活性化に向けた取組の推進	35
第10 過疎地域自立促進の地域別施策の方向	36
地域別の現状と課題及び整備の方向	36
1 仙南圏域	37
2 仙台都市圏域	38
3 大崎圏域	40
4 栗原圏域	41
5 登米圏域	42
6 石巻圏域	44
7 気仙沼圏域	45

自立促進方針

第1 基本的な事項

はじめに

これまで生活の改善という観点から、産業基盤、生活環境、保健・医療・福祉、教育など様々な分野での総合的な過疎対策が講じられ、生活基盤の整備や産業の振興などに一定の成果を挙げてきた。

しかし、平成17年国勢調査で本県全体の人口が初めて減少に転じ、平成22年以降の国勢調査でも引き続き同様の傾向がみられ、人口減少時代に入った。人口減少と高齢化は特に過疎地域で顕著であり、地域活力の低下などさまざまな影響が懸念される。

また、平成22年度の前回の計画策定当時から、地方自治体の行財政環境に大きな変化はないものの、自治体を取り巻く社会経済状況の変化等から緩やかに悪化する傾向にあり、都市部自治体との財政力指数の隔たりは大きく、過疎市町をとりまく状況は依然厳しいものである。さらに平成23年3月11日発生の本県を襲った東日本大震災は、我が国観測史上最大規模の地震であり、大きな揺れとその後続いた大津波により、過疎地域を含む本県沿岸部を中心に極めて甚大な被害を及ぼした。震災の影響により過疎地域を取り巻く状況はますます厳しさを増している。

一方で、国民の価値観やライフスタイルが多様化する中、過疎地域は、都市部にはない「ゆとり」や「豊かさ」を有する地域として、高い評価を受けており、その強みを生かした特色ある発展を図っていく必要がある。

また、過疎地域は、都市に対する安全な食料や水資源の供給、国土保全による災害の予防、森林等による二酸化炭素の吸収、都市住民に対するいやしの場の提供など、多面的・公益的機能を担っており、その機能を今後も維持していくための施策展開が求められている。

本県では、平成19年3月に策定された宮城の将来ビジョンに加えて、震災後の平成23年9月に策定した震災復興計画に基づき、復興だけにとどまらない「創造的復興」を目指して全県的な取組を行っているところであるが、特に過疎地域に多く見られる、人口減少や高齢化等に起因する様々な課題に対応していくためには、広域生活圏の中でそれぞれの地域が担う役割を明確にし、市町の境界を越えたアクセスの向上や下水道・住宅の整備、情報通信基盤の整備、福祉サービスなどの生活環境整備を推進するとともに、都市と農山漁村の交流の促進、人口減少・高齢化対策等を進めるほか、地域にある資源を改めて見直し、その地域に暮らす人たちが自らの地域に誇りを持って地域の将来像を描き、その実現に向けて創意工夫をしながら積極的に取り組んでいくことが重要であることから本方針を策定するものとする。

1 過疎地域の現状と問題点

(1) 過疎地域の現状

① 過疎地域の概況

本県35市町村のうち、過疎地域自立促進特別措置法に基づいて公示された過疎地域は、10市町（5市5町；うち過疎地域市町村が2市5町、過疎地域とみなされる区域を持つ市町村が3市）で、県内市町村数の約28%を占め、県庁所在地から概ね50km以上離れた位置にある。過疎市町総面積3,389km²は、県土総面積の46.5%を占めるが、総人口は248千人と、県総人口の10%に過ぎず、人口密度は、県平均の約2分の1である。

過疎地域は、同時に振興山村（4市4町）、豪雪地帯（2市2町、特別豪雪地帯1市含む）、離島振興指定地域（2市）及び特定農山村（5市4町）に指定されており、各制度の立場からも振興が図られるべき地域となっている。

② 過疎地域の人口

イ 人口動向

過疎地域の人口は、昭和35年から45年までの10年間に10%以上の高い減少率を示し、大きな社会問題となった。その後、過疎立法を中心とした過疎対策の推進及び安定経済成長への移行とともに、人口減少は一時沈静化したようにみえたが、平成に入り再び減少率は上昇に転じ、しかも、若年者の減少と高齢者の増加によって、人口の自然減が起きている。また、昭和35年～平成27年の55年間についてその動向をみると、県全体では34%の増加があったのに対し、過疎地域では42%減少し、人口動向の違いが鮮明になっている。近年においては、平成17年に県全体の人口が減少に転じ、それ以降引き続き同様の傾向がみられたが、過疎地域の人口減少率はさらに大きなものとなってきている。

高齢者人口（65歳以上）の人口比率については、昭和50年と平成27年を比較すると、県全体で18ポイントの増加に対して、過疎地域は25.4ポイント増加し、過疎地域における高齢化の進行は顕著である。

《人口の推移》

(単位：千人)

区 分	S 3 5	S 4 5		S 5 5		H 2	
			指数		指数		指数
過疎地域	426	372	87	353	83	335	79
全 県	1,743	1,819	104	2,082	119	2,249	129

区 分	H 7		H 1 2		H 1 7		H 2 2		H 2 7	
		指数		指数		指数		指数		指数
過疎地域	321	75	306	72	288	68	268	63	248	58
全 県	2,329	134	2,365	136	2,360	135	2,348	135	2,334	134

* 国勢調査（指数は、昭和35年を100とした場合の数値。）

《高齢者比率・若年者比率の推移》

(単位：%)

区 分		S 5 0	S 5 5	S 6 0	H 2	H 7	H 1 2	H 1 7	H 2 2	H 2 7
過疎地域	高齢者比率	10.3	12.0	13.9	17.0	21.6	26.2	29.7	32.1	35.7
	若年者比率	21.2	19.2	16.6	15.0	14.7	14.7	13.4	11.6	10.5
全 県	高齢者比率	7.7	8.7	9.9	11.9	14.5	17.3	19.9	22.3	25.7
	若年者比率	26.0	23.1	21.1	21.2	22.0	21.6	19.1	16.6	15.0

*国勢調査（高齢者比率は、人口に占める65歳以上の割合を、若年者比率は、人口に占める15歳以上30歳未満の割合をいう。）

□ 人口動態

県全体において、その人口動態について見ると、自然動態及び社会動態ともに増加していたが、自然動態については、平成17年から5年連続で減少し、社会動態にあつては、平成12年に減少となつてから、その後平成21年末まで10年間転出超過が続いている。

過疎地域においては、平成元年を境に減少に転じ、その率は年々高まりを見せてきたが、かつての高度成長期にみられたような社会減を基調とする人口減少とは異なり、新たな局面を迎えている。

《自然動態》

(単位：人)

区 分	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6
過疎地域	△1,116	△869	△948	△1,051	△1,667	△2,483
全 県	4,335	5,048	4,577	3,998	2,684	1,780

区 分	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
過疎地域	△3,330	△2,639	△2,626	△2,999	△3,312
全 県	△396	△81	△481	△650	△1,849

*住民基本台帳移動報告書（平成22以降旧町単位での集計なし）

《社会動態》

(単位：人)

区 分	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6
過疎地域	△1,744	△2,131	△3,386	△3,317	△2,623	△2,395
全 県	67	△1,046	△2,378	△4,209	△2,235	△3,489

区 分	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
過疎地域	△3,331	△3,805	△3,729	△3,971	△2,123
全 県	△3,474	△4,617	△5,419	△4,831	△1,147

*住民基本台帳移動報告書（平成22以降旧町単位での集計なし）

③ 産業

イ 就業人口

県全体の就業人口は、平成27年において1,077千人であり、昭和35年と比較して、42.2%増加している。これに対し、過疎地域においては38.6%の減少となっていて、労働力の低下が著しい。産業別就業人口の推移を見ると、県全体では第1次産業の減少、第2次産業の増加、第3次産業の大幅な増加という傾向が明らかである。平成27年における構成比は、それぞれ4.3%、22.9%、70.5%であり、昭和35年における構成比が、それぞれ46.1%、16.1%、37.8%であったのと比較し、産業構造の転換が明らかである。

過疎地域における傾向を見ると、昭和45年時点までは、第1次産業の就業人口が他の産業人口を大幅に上回っていたが、昭和55年時点では、第1次産業の就業人口と第3次産業の就業人口が逆転し、ここを境に、第1次産業より第2次産業あるいは第3次産業従事者が多くなった。この数値を見る限り、過疎地域においても、既に第1次産業が基幹産業とは言えない状況となっているが、平成27年における各産業の構成比においては、第1次産業従事者は12.6%を占め、県全体と比べ2.9倍となっている。

《就業人口》

(単位：人)

区分	S35	S45	S55	H2	H7	H12	H17	H22	H27	
過疎地域	総就業人口	192,442	188,345	177,051	171,617	163,234	151,217	137,525	122,446	118,146
	第1次産業	119,026	94,498	53,317	42,198	32,742	25,590	22,819	17,629	14,852
	第2次産業	25,348	34,357	53,480	58,347	56,597	52,311	42,477	35,140	34,764
	第3次産業	48,046	58,975	70,191	71,005	73,781	73,185	72,062	67,026	65,782
全県	総就業人口	758,137	890,358	988,719	1,101,276	1,163,946	1,153,411	1,107,773	1,059,416	1,077,927
	第1次産業	349,818	278,186	159,413	123,479	95,534	74,909	68,985	53,219	47,017
	第2次産業	121,922	193,289	271,049	312,531	319,950	308,345	260,754	234,210	246,510
	第3次産業	286,276	417,328	557,207	662,211	743,999	759,343	765,734	746,752	760,125

* 国勢調査（平成26年4月1日時点で過疎地域指定となっている地域の就業人口を昭和35年まで遡って集計している。また、総就業人口は分類不能分の人口も含んでいるので、産業別合計とは一致しない。）

ロ 各産業の状況

i 産業別生産額等

産業別総生産額の推移を見ると、全県と同様に過疎地域においても第1次産業の減少傾向が見られるが、平成26年度の全県の総生産額に占める第1次産業の割合が1.1%であるのに対し、過疎地域では第一次産業が総生産額の2.8%を占めており、他の地域と比較して、第一次産業に特化している。

平成26年度の一人当たり市町村民所得は全県で2,807千円であるのに対し、過疎地域では2,459千円となっており、およそ350千円の差が生じている。

《産業別総生産額の推移》

(単位：億円)

区 分		H 2	H 7	H 1 2	H 1 7	H 2 2	H 2 6
過疎地域	総 額	18,150	19,866	20,164	19,225	17,073	20,996
	第1次産業	1,890	1,504	1,187	837	714	592
	第2次産業	6,373	6,633	5,991	4,922	3,884	8,346
	第3次産業	10,207	12,255	13,363	13,478	12,500	12,104
	そ の 他	▲ 320	▲ 525	▲ 377	▲ 12	▲ 25	▲ 47
全 県	総 額	72,861	82,977	88,390	84,292	78,022	88,959
	第1次産業	3,085	2,377	1,878	1,345	1,171	961
	第2次産業	21,793	22,239	21,098	16,798	15,034	23,532
	第3次産業	49,545	61,113	68,045	66,110	61,730	64,243
	そ の 他	▲ 1,563	▲ 2,752	▲ 2,631	39	87	223

* 過疎地域は宮城県市町村民経済計算、全県は宮城県民経済計算公表値による。

* 平成7年度以前と12年度、17年度以降の数値は基準年が異なるため、連続しない。

* 四捨五入により、総額と内訳項目の計が合わない場合がある。

* 平成12年度分以降の公表値は35市町村別となっており、時系列比較の観点から、平成7年度以前の数値についても過疎地域を含む現在の35市町村ベースで集計している。

《一人当たり市町村民所得》

(単位：千円)

区分	H 2		H 7		H 1 2		H 1 7		H 2 2		H 2 6	
	所得	指数	所得	指数	所得	指数	所得	指数	所得	指数	所得	指数
過疎地域	1,919	73.4	2,221	91.1	2,215	84.7	2,228	85.2	2,055	84.3	2,459	87.6
全 県	2,615	100.0	2,438	100.0	2,615	100.0	2,615	100.0	2,438	100.0	2,807	100.0

* 過疎地域は宮城県市町村民経済計算、全県は宮城県民経済計算公表値による。

* 平成7年度以前と12年度、17年度以降の数値は基準年が異なるため、連続しない。

* 平成12年度分以降の公表値は35市町村別となっており、時系列比較の観点から、平成7年度以前の数値についても過疎地域を含む現在の35市町村ベースで集計している。

ii 農林水産

平成27年における過疎地域の農業産出額は1,022億円で、県全体の農業産出額1,733億円の58.9%を占めている。種類別の生産額を見ると、野菜の割合が低く、畜産の割合が高い。

過疎地域における林業経営体数は、県全体の61.5%を占めており、現況森林面積では、県全体の61.2%を占める。

過疎地域における漁業経営体数は県全体の74.9%を占めており、漁業経営体当たりを比べると、一経営体当たりの生産量に大きな差はみられない。

《主要農産物粗生産額》

(単位：千万円)

区 分	農家数 (単位：戸)	農業産出額				一農家当たり (単位：千円)
			水 稻	野菜・園芸	畜 産	
過疎地域	31,158	10,220	4,192	1,541	4,488	3,280
全 県	52,350	17,330	6,698	3,240	7,376	3,299

* 2015年世界農林業センサス、平成27年生産農業所得統計

《林業経営体数及び保有山林面積》

(単位：h a)

区 分	林業経営体数 (単位：経営体)	現況森林面積	保有山林面積	一経営体あたり
過疎地域	856	251,213	43,078	50.32
全 県	2,129	406,880	78,755	57.36

* 2015年世界農林業センサス

《漁業経営体、海面生産量》

(単位：t)

区 分	漁業経営体数 (単位：経営体)	海面生産量	一経営体当たり
過疎地域	1,732	106,746	61.63
全 県	2,311	152,792	66.12

* 平成25、6年第61次宮城農林水産統計年報

iii 商工・観光

過疎地域の工業については、人口千人当たりの事業所数及び従業者数は他地域と比べ多いものの、従業者一人当たり出荷額等は低い状況がみられる。

商業では、過疎地域、他地域とも概ね人口規模に応じた商店数や従業者数であるが、従業者一人当たりの販売額を比べると、過疎地域は他地域を大きく下回っている。

観光客入り込み数について、過疎地域は全県と比べ震災前への回復が遅れている。宿泊数については、全県は復興需要で震災前を上回る一方、過疎地域では震災前を下回っている。

《工業（従業者4人以上の事業所数、従業者数、年間出荷額等）》

区 分	事業所数(人口千人当たり) (単位：所)	従業者数(人口千人当たり) (単位：人)	年間出荷額 (単位：百万円)	従業者一人当たり (単位：百万円)
過疎地域	1,060 (1.89)	38,578 (68.7)	1,056,075	27.46
全 県	2,647 (1.13)	108,908 (46.7)	3,972,171	36.47

* 平成26年宮城県工業統計調査結果報告書（人口は平成27年度国勢調査）

《商業（商店数、従業者数、年間販売額）》

区 分	商店数 (人口千人あたり) (単位:所)	従業者数 (人口千人あたり) (単位:人)	年間販売額 (単位:百万円)	従業者一人当たり (単位:百万円)
過疎地域	5,133 (9.14)	32,636 (58.1)	905,105	27.80
全 県	19,941 (8.54)	160,363 (68.7)	10,044,140	62.63

*平成26年 商業統計調査結果報告書（人口は平成27年国勢調査）

《観光入り込み数》

(単位:千人)

区 分		H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
過疎地域	宿 泊	1,896	1,920	1,707	1,677	1,684
	入り込み数	19,218	20,056	19,016	20,242	20,285
全 県	宿 泊	7,999	8,227	8,044	7,871	8,047
	入り込み数	55,758	57,877	56,789	61,203	61,286

区 分		H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
過疎地域	宿 泊	1,294	1,492	1,455	1,515	1,550
	入り込み数	14,468	16,543	17,590	18,052	18,562
全 県	宿 泊	8,417	8,884	8,862	8,616	9,289
	入り込み数	43,158	52,082	55,691	57,424	60,656

*観光統計概要

④ 公共施設等の整備状況

過疎地域における公共施設等の社会資本の整備は、過疎地域対策緊急措置法が制定された昭和45年以来、改善が図られてきている。

しかしながら、他地域との格差は依然として残っており、特に、公共下水道のほか、合併浄化槽等による処理を含む下水道等は近年大幅に整備が進んだものの、主な公共施設の整備水準の中では、依然として最も格差のある施設となっている。

福祉関係施設については、市町村が定める高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、着実に改善が図られてきている。

医療施設については、千人当たりの病床数で比較すると、他の地域との格差は見られなくなったものの、医師数では約70%の水準となっており、いまだ格差が大きい。

社会教育・文化施設等については、市町村数の割合を考慮すると過疎地域は他地域と比べても余り差がなく、このことは、これまでの過疎対策等の成果とも言える。

地域の核としての学校については、過疎地域においては、他地域に比して小規模な状況にある。

《公共施設等の整備水準》

(単位：%)

区 分	市町村道		汚水処理人口 普及率	水道 普及率
	改良率	舗装率		
過疎地域	61.3	64.9	69.0	94.8
全 県	69.5	75.2	89.8	99.0

*平成28年度みやぎの道路（市町村道道路現況）、平成27年度下水道処理人口普及率
平成27年度宮城県の水道（旧町単位は別途照会）

《高齢者施設の整備状況》

区 分	養護ホーム	特養ホーム	老健施設	デイサービス	老人福祉センター	老人憩いの家
過疎地域	1	43	13	158	8	57
全 県	9	181	86	946	34	151

*平成28年度社会福祉施設等一覧

《病床数、医師数》

(単位：人)

区 分	病 床 数 (単位：床)	医 師 数	歯科医師数
過疎地域(※) (千人当たり)	6,743 (11.93)	857 (1.51)	297 (0.52)
全 県 (千人当たり)	27,044 (11.62)	5,149 (2.21)	1,775 (0.76)

*平成26年衛生統計年報（人口は、平成26年10月1日推計人口）

※「過疎地域」については「大崎市，栗原市，登米市，石巻市，気仙沼市，七ヶ宿町，丸森町，加美町，南三陸町，山元町」の総数

《社会教育・文化施設等》

区 分	文化会館	図書館	公民館	体育施設
過疎地域	16	18	115	116
全 県	43	38	282	283

*平成27年度公共施設状況調査

《学校の状況》

(単位：校(人))

区 分	小 学 校	中 学 校	高等学校
過疎地域	83 (10,379)	41 (6,138)	17 (5,136)
全 県	399 (118,204)	213 (62,855)	95 (61,345)

*平成28年5月1日を基準日に、本県教委独自に集計した数値。()内数値は、児童・生徒数

⑤ 財政状況

過疎地域の財政構造は、基本となる地方税の割合が低く、自主財源に乏しく、地方交付税等に依存する脆弱な財政基盤となっている。そのため、財政力指数は他の地域に比べ低くなっている。

《財政力指数》

区分	平均	0.1未満	0.1～ 0.2未満	0.2～ 0.3未満	0.3～ 0.4未満	0.4以上
過疎地域	0.42			2	5	3
全 県	0.63			3	7	25

*平成27年度地方財政状況調査

(2) これまでの過疎対策の成果

過疎地域には、昭和45年以降、過疎地域対策緊急措置法、過疎地域振興特別措置法、過疎地域活性化特別措置法及び過疎地域自立促進特別措置法に基づき、これまで半世紀近くにわたり、道路整備や産業の振興、生活環境の整備、医療の確保など、総合的な過疎対策が講じられてきた。また、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、県及び市町の計画が策定され、平成22年の法改正後、平成27年度までに実施された対策は、県及び市町の事業費総額にして約2,380億円にのぼり、幹線道路の整備や生活環境の改善の促進に大きく貢献してきた。

しかしながら、過疎地域では、特に人口減少と高齢化が顕著であり、地域活力の低下が懸念される。

今後の対策にあたっては、これまでの成果を踏まえ、将来的な地域社会の維持発展のため、これまで以上に広域的視点の下に、連携や施策の整合性を持たせるとともに、地域の個性化・自立化への積極的な取組に対する支援施策の一層の充実が必要である。

具体の課題については、以下に示すとおりである。

(3) 過疎地域の課題

① 高齢化の進行

イ 社会的活力の維持

平成17年国勢調査で本県の人口が初めて減少に転じ、平成22年以降の国勢調査でも引き続き同様の傾向がみられることから、人口減少は過疎地域特有の現象ではなくなったが、過疎地域における高齢化は、他の地域に比べ進行が早い状況となっている。このような状況において、今後の県全体の施策形成のためにも、過疎地域の社会的活力をどのように維持、そして発展させていくかは大きな課題であり、特に高齢者の活力を社会の中に生かしていくことが重要である。

ロ 要介護高齢者の増加への対応

75歳以上の後期高齢者の増加により、寝たきりや認知症等の介護を要する高齢者が増

加し、これらの人々に対する保健・医療・福祉サービスについてその予防策を含め、適切に供給できる体制づくりが必要である。

ハ 社会システムの転換

本県全体で人口が減少し始め、県内においても今後は人口減少と高齢化が一層進行した社会となることが予想される。高齢者各自が個性と能力を生かしながら、生活の豊かさを実感できる社会とするためには、保健、医療、福祉といった直接的な分野のみならず、経済や地域のあり方にいたるまでの各分野が総合的に結びついた新たな社会システムを、先駆的に構築することが期待されている。

② 産業活力の不足

イ 若年就業層の減少への対応

就業人口の減少は、他の地域に比べ顕著であり、多面的な産業の創造などによる若年就業層の定住を促進する必要がある。

ロ 地域資源の再発見

所得格差の是正のためには、各産業において労働生産性を高めるとともに、地域資源の再発見なども含め、都市住民のニーズに的確に対応する地域の自主的活動展開が必要である。

③ 生活空間の創造

イ 基礎的生活基盤の整備

これまでの過疎対策により、下水道等、道路などの基礎的生活環境の整備が推進され、他地域との格差は縮小しつつあるが、特に下水道等の整備において、依然として格差が生じている。

また、近年の公共交通機関の相次ぐ路線廃止・縮小により、自治体が代替えの交通手段を提供せざるを得ない状況にある。

情報通信基盤については、過疎地域などの条件不利地域では自治体において整備せざるを得ない地域が多くあり、整備が遅れている。

ロ 人口移動スタイルの変化への対応

近年、生活の質や豊かさへの志向を背景として、豊かな自然環境や歴史・文化を有する地域での生活に対する都市住民の関心が高まっており、全国的に都市と農山漁村の交流、二地域居住や移住への取組が活発化していることから、生活空間としての過疎地域の可能性を認識し、定住促進のため地域にある施設や資源を効率的・効果的に活用する必要がある。

④ 広域的視点

本県全体が人口減少時代を迎え、過疎地域においても今後人口の大幅な増加を見込むことは困難と考えられる。このような状況を踏まえ、定住自立圏構想に代表されるように、地域の中心都市と過疎地域を含めた周辺地域が必要に応じて連携し、生活に必要な機能を確保し人口の流出を食い止める方策を展開していくことが望まれる。

⑤ 東日本大震災の影響

特に沿岸部を中心とした過疎地域においては、被災した住民が域外に避難したことによる人口減少だけでなく、その地域のコミュニティの孤立化も懸念されている。

そのため、ハード面の復旧だけでなくソフト面での復旧・復興対策が求められており、さらに、今後も発生が予想される大規模災害を想定した、防災機能を強化した地域づくりが必要である。

2 過疎地域自立促進の基本的な方向

(1) 基本的方向の理念

本県では、平成19年3月に策定した「宮城の将来ビジョン」に基づき、「富県共創！活力とやすらぎの邦づくり」を基本理念として、「富県宮城の実現～県内総生産10兆円への挑戦～」、「安心と活力に満ちた地域社会づくり」、「人と自然が調和した美しく安全な県土づくり」を県政推進の基本方向として施策展開を図ってきたところであるが、平成23年3月に発生した東日本大震災を受けて同年9月に策定した「宮城震災復興計画」において、「復旧」にとどまらない抜本的な「再構築」を進め、「創造的な復興」を実現することを基本的理念として掲げ、復旧・復興を県政の最優先課題として取り組んでいる。

本方針においても、これら二つの計画の基本理念を踏襲する。

《宮城の将来ビジョン》

『富県共創！ 活力とやすらぎの邦づくり』

《宮城県震災復興計画》

『「復旧」にとどまらない抜本的な「再構築」を進め、「創造的な復興」を実現！』

〈政策推進の基本方向（4つの柱）〉

- ・富県宮城の実現～県内総生産10兆円への挑戦～
- ・安心と活力に満ちた地域社会づくり
- ・人と自然とが調和した美しく安全な県土づくり
- ・震災からの迅速な復旧・復興

(2) 過疎地域自立促進の必要性

県内の過疎地域においては、これまでの過疎地域支援に関する法律等による支援や計画に基づく各種生活基盤の整備が進み、他地域との格差が次第に縮小するとともに、住民と一体となった地域活性化の動きも活発となっている。

しかし、社会経済状況の悪化を背景とした地方財政状況の悪化や東日本大震災の発生など、過疎地域を取り巻く環境は大きく変化しつつある。また、県内過疎地域全体において、構造的な若年層の流出、少子・高齢化の進行、公共交通機関の廃止、地域産業及び地域社会の担い手不足等といった状況が続き、依然として地域活力の低下を招いている。

このような中で、地域の置かれている現状を直視しつつも、人と自然との新しい関わり方を踏まえた国土づくりが模索される中で、豊かな自然・空間に着目し、他の地域に先駆けた自立できる地域社会の形成を目指す必要がある、平成28年4月から平成33年3月までを対象期間として、過疎地域の自立を促進するための基本的方向をここに示す。

(3) 基本的方向

『活力とやすらぎのある地域社会の形成』

① 安心・安全な生活空間の創造

過疎地域が持つ多面的・公益的機能を今後も維持していくには、そこに住む住民が安

心・安全に暮らせる地域として健全に維持される必要がある。

このため、そこに住み続けるすべての人が安全・安心な生活を営むことができるように、生活環境の整備や生活交通、医療・福祉の確保、情報通信基盤の整備など、環境整備を進めていく。

また、東日本大震災の経験を踏まえ、防災・減災機能を高め、様々なリスクに直面しても適切に対応できるインフラと体制を強化する。

さらに、地域特性を活かした再生可能エネルギー等の導入を促進するとともに、将来に向けて持続可能なコミュニティ機能を強化する。

人々の社会活動は広域化してきており、地域の中心都市との連携を強化し、都市的サービスとゆとりある居住環境そして豊かな自然とを併せて享受できる、質の高い自立的な地域づくりを推進する。

② 活気に満ちた社会の形成

過疎地域の自立を促進していくには、農林水産業や地域活動の担い手や後継者となる若年層の流出に歯止めをかけるとともに、移住・交流の推進等により定住化を進め、地域の活力の維持向上を図る必要がある。このため、若年層にとって魅力のある雇用の場の確保に加えて、豊かな自然環境や安全な食料、豊富な水・森林資源や伝統文化など過疎地域が持つ地域資源を最大限に生かして、特色ある多面的な産業の振興を大胆に進めていく。

さらに、地域が人々のライフスタイルの変化に対応した新しい生活空間の提供の場としての役割を果たし、生活において文化的な充足感が味わえるように、広域的視点に立った各種文化施設やスポーツ関連施設の効率的な利用のためのソフト事業の充実に努める。

③ 自然環境の保全、歴史・文化の保存と創造

県内の過疎地域は、総じて自然環境に優れており、県民の貴重な財産であることから、この豊かな自然環境を大切に引き継いでいく。

そのため、その保全を積極的に推進するとともに、美しい景観を生かしながら、環境にやさしい生活様式・生産活動の実践など、人と自然が共生する地域社会の形成を推進する。

また、過疎地域の持つ歴史や伝統文化の価値を再評価し、地域の新しい文化の創造に努め、過疎地域をさらに魅力ある地域としていく。

(4) これからの過疎地域自立促進の視点

(3) で述べた基本的な方向を実施する上で、次に述べる視点を重視する。

① 新たな生活空間の提供

豊かな地域資源や多様な生活文化をもつ地域社会の風土を継承しながら、情報化や価値観の多様化の時代に即した新しい文化や生活様式を創造する。

また、生活の質や豊かさへの志向を背景として、豊かな自然環境や歴史・文化を有する地域での生活に対する都市住民の関心が高まっていることから、社会活動の広域化に対応

した生活条件整備により、都市住民との新しいライフスタイルを実践できる場として整備する。

さらに、これらの生活空間整備に際しては、厳しい財政状況も踏まえ、廃校舎等の遊休施設も含めた既存施設の有効利用など創意工夫を図り、既存資源の可能性を最大限に引き出す方向で、各種施策や事業の推進を図る。

② 地域間交流の推進

自然に恵まれた生活空間や景観を有する過疎地域は、人間の活力の涵養や活動、居住の場として県民全体のかげがえのない資産であり、また、都市住民にとっては、保養や休息の場、自然体験さらには農林水産業体験の場として、その価値は高い。このため、過疎地域の活性化のためにも、都市住民の関心や志向を的確に把握しながら交流を推進するとともに、気軽に滞在、居住できるような魅力づくりと受け入れ態勢の整備を図る。

③ 人口減少・高齢化への対応

人口減少・高齢化の進行に対応するため、そこに生活する人々の郷土愛、生きがい、自信・誇りの創出により、魅力ある個性豊かな地域の創造を推進する。また、生活環境整備の推進はもとより、高齢者や子ども達の積極的な社会参加による地域特有の伝統文化・生活文化の振興についても積極的に推進する。さらに、遊休学校施設等の有効利用の取り組みを進める。

④ 移住・定住の推進

急激な人口減少に歯止めをかけるため、首都圏等からの移住・定住を推進し、転入者の増加を図る。

⑤ 住民参加による地域経営及び地域コミュニティ組織の強化

市町村合併が進展し住民と行政の関係が変化する中、過疎地域の自立を促進するため、住民の視点に立ち、住民参加による地域経営を進める。

また、住民が地域の課題を自らのものとして捉え、課題解決に向け自主的な活動を展開できるような仕組みづくりを行い、地域コミュニティ組織の強化を図る。

さらに、「小さな拠点」も含めた、持続可能なまちづくりを推進する。

⑥ 人材の育成

過疎地域においては、地域の活力の維持向上を図るための産業や地域活動を担う人材の確保は大きな課題となっている。このため、家庭・地域・学校・行政が協働して子どもや若年者の地域への愛着を高める取組を行い、人材を育成していくとともに、外部からの人材派遣を含めた、地域の実情と意向に応じた人材の確保ができるような仕組みづくりを進める。

⑦ 戦略的・重点的投資の一層の推進

過疎地域は、その多面的・公益的機能を国全体で支えていく必要性や、他の地域と比べ財政基盤が一般的に脆弱であることなどから、各種の財政支援が講じられている。特に、過疎対策事業債については平成22年の法改正により、地域医療の確保や住民の日常的な移動のための交通手段の確保などソフト事業（法第12条第2項に規定する「過疎地域自立促進特別事業」）にも対象が拡大されたことで、地域の創意工夫により多様な分野への活用が可能となり、地域の実情に応じた効果的な施策展開が期待される。

このような措置を有効に活用するためにも、地域における戦略的な事業にそれらを重点的に活用し、事業効果が一層高まるような施策の推進を図る。

3 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連

平成32年度を目標年度とし平成29年3月に改定された、宮城の将来ビジョン「富県共創！活力とやすらぎの郷づくり」では、「私たちが目指す将来の宮城は、県民一人ひとりが、美しく安全な県土にはぐくまれ、産業経済の安定的な成長により、幸福を実感し、安心して暮らせる宮城です。そして、宮城に生まれ育った人や住んでいる人が活躍できる機会にあふれ、国内からも国外からも人を引きつける元気な宮城です。」と記されており、産業を振興することにより、経済基盤を確立し県経済の成長を図る「富県」を実現することに取り組むこととしている。

また、東日本大震災の発生後、平成23年9月に策定された「宮城県震災復興計画」では、甚大な被害を被った本県の復興に向け、復旧にとどまらない抜本的な「再構築」を行い、「創造的復興」を成し遂げることを目標に、今後10年間の復興の道筋を示している。

本県は、これら将来ビジョンと震災復興計画に基づき人口の減少、少子高齢化、自然との共生、安全・安心な地域社会づくり等の課題を解決する先進的な地域作りに取り組んでいるところであるが、これらの実現を加速し、その効果を最大化するための推進力となるよう、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく、宮城県の「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略（地方総合戦略）」を平成27年9月に策定したところである。

宮城の将来ビジョンと宮城県震災復興計画を基本としつつ、地方総合戦略の基本目標と基本的方向を踏まえ、本方針を作成し、過疎地域が置かれた地理的条件・社会的条件を踏まえながら、広域的視点に立ち、企業やNPOなどさまざまな主体と連携・協働し、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の構築に向け、過疎地域を含む広域的地域の自立を促進する。

第2 産業の振興

1 産業振興の方針

過疎地域における基幹産業は農林水産業等の第1次産業と言われてきたが、就業人口や産業別の純生産額を比較すると、既に第2次あるいは第3次産業の占める比率が高くなり、産業構造の変化が確実に進んでいる。

しかしながら、過疎地域においては、既存の都市にはない特徴ある地域資源を活用した地域振興を図る上で、第1次産業を活用した産業振興は重要な意味を持っている。

過疎地域の産業の振興においては、地域社会の維持に不可欠な就業の場を確保・増大させることが最優先課題であり、このため、地域の特性に応じた農林水産業の高度化を図り、地場産業の振興を図るとともに、広域的な企業誘致対策や過疎地域の空間や自然・歴史環境の保全と調和を取りながら、有効に活用し、新しいニーズに適応した観光・レクリエーション産業の振興と、高齢者の持つ知識や活力を生かす工夫も必要である。

過疎地域の産業振興を推進するにあたっては、産業振興のための諸計画との調和を図りつつ、それぞれの地域特性に合った多面的な特色のある産業振興によって、地域の産業全体を誘引する引金的効果を発揮させるとともに、農林水産物のブランド化、農林水産業と観光・レクリエーション産業等とが結びついた6次産業化などにより、付加価値の向上を図っていくほか、過疎地域に豊富に存在する様々な自然の資源を再生可能エネルギーとして活用することにより、関連産業の活性化、雇用の促進、交流人口の増加等を図っていく。

また、各種振興施策の推進にあたっては、住民や民間との連携強化を図るとともに、生活排水対策など過疎地域の持つ良好な水環境の保全に留意しながら進める。

2 その対策

(1) 農林水産業の振興

① 農業の振興

イ 魅力あふれる農業・農村の実現

農業・農村の持つ多面的機能を生かしながら、快適でゆとりのある農村を目指し、生産・生活環境を総合的に整備するとともに、高付加価値型農業の展開やグリーンツーリズムの推進など地域の特性に応じた農業振興を進め、地域の自立を促進する。

また、人口の流出や高齢化の進行等により、連帯感が希薄になりつつあり、新たに耕作放棄地の増加やそれに伴う鳥獣被害、営農環境への悪影響が生じているため、広域的に農地や労働力の利用調整が図られるよう、地域農業のマネジメント機能を強化する必要がある。

さらに、水辺環境の整備、伝統文化の継承、歴史的施設の整備等を推進するほか、農業は自然と調和できる産業の一つであることから、より一層、環境の保全に配慮した農業を推進し、人と自然が共生する豊かな生活空間の実現を図る。

なお、鳥獣被害を防止するためには、地域主体の取組を推進することが効果的であることから、都市住民等との交流・参画等を含めた被害防止対策の体制整備を推進する。

ロ 地域の特性を生かした多彩な農業の展開

水稲をはじめとする土地利用型作物については、生産基盤の整備と、農地中間管理事業等の活用を推進し、農地の集積や高度利用による生産性の向上を図るとともに、園芸や畜産を組み合わせた多彩で収益性の高い農業の展開を図る。

また、マーケットイン型農業への転換を意識しながら、品質の高い農産物を安定的に生産するとともに、過疎地域にある多様な地域資源を活用した6次産業化や農商工連携の取組により、農業の高付加価値化、農業経営の多角化を推進する。

ハ 担い手の育成等

地域の農業を担う優れた担い手を育成、確保するため、経営、技術研修等の施策を実施するとともに、新規参入者をはじめとした就農希望者が円滑に就農できるよう支援する。

また、地域の連帯を醸成する諸活動を支援するとともに、地域産業として農業の振興を図るため、地域の特産となるような新品種の育成、新品目の適応性検討及び優良種畜の選抜、地域の実情に応じた新たな生産技術体系や経営手法を確立するための試験研究の展開、各種農業情報の伝達等により、担い手を支援する。

② 林業の振興

イ 活力ある林業・木材産業の確立

再生可能な森林資源の有効活用、県産材の安定供給体制の確立が、地域の自立や循環型社会を構築する上で重要な課題である。

戦後植林された森林は、木材として利用可能な時期を迎えていることから、道路網の整備や機械化作業の推進、製材システムの省力化などにより、木材の生産から加工・流通までのトータルコストの低減を図るとともに、消費者ニーズに対応した木材製品の供給体制の構築を促進し、林業・木材産業の活性化を図る。

また、地域の森林資源を積極的に活用するため、これまで林内に放置されていた未利用間伐材等の搬出を支援し、木質バイオマスエネルギーへの利用等を促進するとともに、CLTの開発・普及など新たな木材需要の創出を図る。

さらに、山間地域の重要な生産物である、きのこ等の特用林産物についても、各種施策を推進し、県産きのこ類の需要拡大と生産基盤の強化を促進するとともに、福島第一原子力発電所事故の影響で出荷制限等の措置がなされている原木しいたけ（露地栽培）や山菜等の生産再開に向けた取組を支援していく。

ロ 多様な森林整備と交流の推進

森林は木材等林産物の供給に加え、県土の保全や水資源の涵養、安らぎと憩いの場の提供、地球温暖化防止など多様な機能を有しており、次代に引き継いでいかなければならない大切な財産であり、今後、これらの森林の諸機能を維持していくためには、適切な森林整備と県民の支援・協力が不可欠である。

特に地球温暖化防止に向けた森林の二酸化炭素吸収量の目標達成を目指し、人工林の間伐を重点的に進めるとともに、針広混交林化など多様な森林の整備を進める。

また、森林整備の事業量増大に対応するため、新規就業者や、自ら伐採等の作業を行う「自伐林家」等の多用な担い手の確保と高度技術者の育成支援を行うほか、都市・山村の交流により、受益者としての都市住民の森林に対する理解と関心を深め、両者の新たな協働関係の構築を図る。

③ 水産業の振興

イ つくり育てる漁業の推進

漁業を取り巻く国際環境がますます厳しくなっていく中で、「つくり育てる漁業」の重要性が増している。

このため、効果的な種苗放流を行う栽培漁業や漁業者自らが資源保護を行う資源管理型漁業を官民一体となって推進し、漁獲量の回復を目指す。

特に、過疎地域である三陸地域の沿岸部では、カキ、ホヤ、ホタテガイ、銀鮭等の養殖が盛んであり、これまでの安定生産を維持しながら一層の生産の効率化を図るため、各種の応用生産技術の実用化を進める。

ロ 生産基盤等の整備

過疎地域内に存する漁港については、地域の漁業形態に応じ、沿岸漁場や漁村環境等の整備と連携のとれた漁港施設の整備を進める。

また、漁村における快適な生活と生産活動を確保するため、潤いのある環境の形成に配慮するとともに、海とのふれあいを促進する施設の整備等による都市住民との交流を通じ、漁村の活性化を図る。

さらに、流通体制・地元加工体制の整備に努め、水産業経営の安定・向上を図るため、設備・運転資金の低利融資等不足する経営資源の確保について支援し、経営基盤の充実、強化を図る。

ハ 後継者の育成等

各種の講習会、普及事業や都市住民との交流等を通して次代を担う漁業後継者の育成、漁民教育のための技術、経営指導を行うとともに、漁業協同組合傘下の部組織である漁協青年部や女性部等の自主的活動などの支援を通して人づくりを推進し、新たな時代にふさわしい漁業者、漁業団体を育成・確保することで、水産業を核とした地域の活性化を図る。

また、漁業就業啓発活動や漁業研修の受け入れ体制の整備などにより、新規就業の促進を図る。

(2) 地場産業の振興

① 住民の創意工夫による地場産業の振興

地域が保有する有形無形の地域資源を有効に活用し、特色ある地場産業を育成することは、地域の生活・経済基盤の充実を促進し、若者等の定住、高齢者の雇用の確保などを図る上で、過疎地域の内発的地域振興策として極めて重要である。

このため、産地組合などが実施する新商品開発、需要開拓、人材育成に対しての助成や、

産業デザインの振興などによる消費者ニーズに対応した高付加価値商品の開発を支援する。
特に、地域農林水産物の高付加価値化を推進することは、「食材王国みやぎ」推進の一環としても重要な取組である。このため、原料生産から新商品開発加工、流通販売活動にいたる地域ぐるみの体制整備や、そのために必要な生産加工施設及び流通販売施設の整備を推進する。

② 伝統的地場産業の振興と流通販路の拡大

酒、味噌、醤油、漬物等の食品加工業、伝統こけし、硯、漆器、竹細工、地織等の伝統工芸品等、過疎地域には数多くの地場産業があるが、その殆どが零細企業であり、原材料の確保、後継者の確保・育成、販路の拡大等の問題を抱えている。

このため、共同化、協業化等の取組を支援するとともに、消費者ニーズに対応した新製品の開発などを通じ、地域ブランドの確立を図る。

また、都市住民等との交流を通じ、消費者ニーズを把握するとともにインターネット通販などを活用して販路の拡大に努める。

(3) 企業の誘致対策

① 広域的な企業誘致の推進

過疎地域における企業誘致の促進は、雇用機会の拡大、地域の担い手である若年者定住の促進及び所得の向上など地域の発展を図る上で極めて重要である。

このため、県及び市町は、連携して、地域の特性を踏まえながら、地域内あるいは通勤可能な地域への広域的な工業立地が図られるよう企業誘致活動を展開し、優良企業の誘致を積極的に推進するとともに、県は工業団地開発に取り組む市町に対して、用地造成費用に要する経費について無利子貸付等を行い、市町の事業用地整備を後押しする。また、広域的な視点から道路交通、産業基盤の整備・改善、質の高い労働力の育成確保等に努める。

さらに、企業立地については、事業主や従業員の快適な生活空間の確保や自然体験を取り込んだ魅力ある教育機会の提供等、企業の進出意欲に対応するためのソフト基盤の総合的整備を進め、自然環境の保全や農林水産業との調和に配慮しながら、先端技術等研究開発施設との連携により推進する。

② 立地企業の育成強化

過疎市町に立地している企業はその多くが小規模企業であり、これらの育成強化が地域振興の鍵となっている。

このため、産業技術総合センターを中心として、技術相談・指導や技術者研修・講習会などを通じ技術力の向上及び人材育成を図るとともに、次世代を支える高度電子機械・自動車、航空機、医療、環境、情報等新成長産業分野へ進出しようとする企業への支援施策の充実を図る。

(4) 起業の促進

多種多様なアイデアをもとにした起業者の事業立ち上げのための経営塾等や各分野の専門

家の派遣等による有望ビジネスの起業化に向けた側面支援を強化し、地域に新たな産業を創造するとともに、意欲ある人材や高い経営感覚を持った担い手の育成、そして新しい分野に果敢に挑戦する経営者等に対し重点的に支援を行うことにより、有能な人材の定着と地域外からの受入を推進し、経営基盤の強化を促進する。

また、やる気のある人、新規参入者等の農地取得の円滑化に配慮するなど、過疎地域の基幹産業となっている農業の産業継続性を確保するとともに、時間距離の制約から比較的自由な情報産業の立地促進やテレワークを推進する。

(5) 商業の振興

① 商業・サービス業の振興

最近の商業を取り巻く環境は、技術革新、情報化、高齢化を背景として、生活様式の変化による消費者ニーズの多様化、車社会の進展による購買範囲の広域化など著しく変化している。

こうした動向に対応するため、アメニティに配慮した魅力ある商業空間づくりや、商店街における空き店舗対策、商店相互協調による商業活性化への取組などを支援し、地域に密着した商業の推進や商店街の環境整備を図る。

また、消費者ニーズの多様化に対応した販売戦略、近代化、技術の向上を促進するとともに、生活必需品や理容等生活関連サービスの充実を図り、遠隔地等における住民生活の利便性を確保する。

② 地域に密着した事業の展開

朝市、互市、夜市などへの地元商店の積極的な参加を促し、地域資源や技術を活用して付加価値を高めた地域産品の愛用運動の輪を広げるとともに、人、物、情報の交流の場として整備を進める。

また、商工会等が取り組む経営改善普及事業の支援を図り、地域に密着した事業の展開により地域の活性化を図る。

(6) 観光又はレクリエーション

観光振興のため、栗駒地区、気仙沼・南三陸金華山地区及び蔵王地区については、さらなる民間活力の積極的導入により重点的な整備を進めるとともに、自然志向を反映した豊かな自然を活用した農山村リゾート整備を推進する。このほか、東日本大震災等の災害により被害を受けた地域の観光施設等の整備もあわせて推進する。

また、施設の複合化や共通施設利用の制度化による連携を推進するとともに、有機農産物等の都市消費者との直接取引などの地域産業との有機的結合による観光の振興をはじめ、地域の資源を見直し、都市をはじめとする地域との新たな交流事業の展開を進め、気軽に訪れることができるような地域を創造する。

さらに、自然環境に対する意識が高まる中、積極的な自然環境の維持に努め、体験型・滞在型の家族向け観光・レクリエーションを促進する。

第3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

1 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の方針

(1) 総合的な交通体系の整備

過疎地域の産業、経済、文化の振興を図り、地域間の交流と連携を促すためには、生活圏の拡大を踏まえた広域的な基幹道路の充実とネットワーク化に重点を置いた道路交通網の整備が重要な課題である。

一方では、高齢福祉社会に対応した生活者の安全と安心な暮らしを支える道路整備も欠くことができない。

このため、高速交通体系である高規格幹線道路や地域高規格道路の整備を促進するとともに、これらにあわせたアクセス道路や新幹線駅への連絡を強化する道路をはじめ、自然との調和に十分配慮しつつ、観光・リゾート整備、企業誘致等の産業振興等を支援する道路、過疎地域と地方中心都市を結ぶ幹線道路等の整備を広域的な観点から促進して、ネットワーク機能の強化を図る。

また、医療・福祉施設への連絡強化や生活の利便に資する道路のほか、基幹的産業である農林水産業の振興を図る農道・林道等についても整備を促進し、過疎地域内外の総合的な交通体系の整備を図る。

(2) 情報化の推進

近年、情報通信技術（ICT）の飛躍的発展によって、産業、教育、保健、医療、福祉、文化、行政等のあらゆる分野での情報交流が進展しており、情報化は過疎地域における定住を考える上で欠かせないものとなってきている。

このため、過疎地域の地理的不利性からの時間と距離の制約や非効率を克服し、住民の安全・安心の向上、定住のための生活条件の向上や広域的な連携・交流の促進を図るため、情報通信ネットワークの構築とともに、県民の誰もが、いつでも、どこでも必要な情報を入手・活用し、創造・発信ができる環境づくりを推進する。

(3) 移住及び地域間交流の促進

近年、生活の質や豊かさへの志向を背景として、豊かな自然環境や歴史・文化を有する地域での生活に対する都市住民の関心が高まっており、他地域との交流が全国的に活発化している。

都市部をはじめとする他地域との交流は、経済的側面のみならず、社会的・文化的側面においても効果をもたらすものであるが、過疎地域においては特に大きな効果をもたらすことが期待できるため、都市部との二地域居住や都市部からの移住等の地域間交流促進に向けた取組を推進する。

2 その対策

(1) 県道及び市町村道の整備

① 県道等の整備

国道（知事管理分）及び県道は、広域生活圏の中心都市と過疎市町を結ぶ重要路線であり、地域の産業経済の発展、生活水準の向上に大きな役割を果たしている。

このため、広域的な産業の振興、地域間交通網の確立、広域的な事業に重点を置いて、整備促進する。特に、地域間交流を促すため、過疎地域と地方中心都市を結ぶ主要道路、過疎地域と高速自動車道のインターチェンジ・新幹線駅等高速交通体系へのアクセス道路、一般国道等と連絡する道路、観光・リゾート施設を広域的に周遊できる道路、大規模災害発生時の避難路・緊急輸送道路、平野部と山間部との連絡を保つ道路等については、広域的な観点に立ってその整備を図る。

さらに、これまで高速交通体系の恩恵が少なかった沿岸部の高速道路交通基盤の骨格を形成する三陸縦貫自動車道の整備を促進する。

② 市町村道の整備

市町村道は、住民生活に密着し、生活水準の向上や防災並びに産業の振興に重要であり、その早急な整備が必要である。

このため、生産地区、購買施設・公共施設や高台等との連絡を確保する市町村道や主要集落相互間及び駅、教育施設、医療施設等の公共施設を結ぶ幹線道路について整備促進するとともに、高齢化社会に対応した道路のバリアフリーや交通事故対策のための交通安全施設整備に努める。

なお、市町村合併後の地域内及び地域相互間の連携を強化する市町村道については、国・県道を基軸とした道路ネットワークの形成に配慮しつつ整備促進する。

③ 基幹的な市町村道の整備

過疎地域における市町村道のうち、地域の自立促進に資する基幹的な市町村道については、県代行制度の活用などにより整備を促進する。

(2) 農道、林道及び漁港関連道の整備

① 農道の整備

農道については、営農の機械化、団地化、広域化等に伴う農畜産物の生産増大、流通圏域の拡大等多彩な高生産性農業の実現のため、広域農道などの整備を促進することにより、受益地区の各生産団地を有機的に連結させる農道ネットワークを確立する。

また、農村景観や自然環境の保全に配慮しつつ、人に優しく安全で快適な農道の整備を図り、農村環境の向上と農業の振興を図る。

② 林道の整備

林道等は、森林の適正な管理や効率的な林業経営のための基幹的な施設であるとともに、

森林空間の総合的利用の推進や、山村地域の産業振興及び定住基盤の整備を図る上でも、重要な役割を果たしている。

このため、森林基幹道をはじめ、森林管理道及び作業道の開設を積極的に推進し、林業機械化に対応できる高密路網の整備に努め、低コスト林業の確立を図るとともに、既設林道については、改良事業や舗装事業を促進し、その機能の向上と定住基盤の整備を進める。

③ 漁港関連道の整備

漁港関連道は、漁村における漁業生産基盤の整備を図る上において重要であるため、整備を進める。

④ 基幹的な農道及び林道の整備

過疎地域における農道及び林道のうち、地域の自立促進に資する基幹的な農道及び林道については、県代行制度により整備を促進する。

(3) 交通確保対策

① 生活交通の確保

過疎地域の住民にとって路線バス等の公共交通機関は、少子・高齢化が進行する中、日常生活を送る上で不可欠な移動手段となっているが、近年、通勤通学者の減少や自家用車の普及による利用者の減少に伴い、その運行を維持することが困難となり、事業者路線の廃止や縮小が進んでいる。そのため、地域の生活交通確保対策として、市町などによるコミュニティバスや乗合タクシーなどの運行が行われている。

このため、事業者による地方バス路線の維持を図るとともに、地域の実情に即した交通の確保に向けた支援を推進する。さらに、阿武隈急行線については、関係市町の協力のもとに、地域の整備による利用者の誘発を図るとともに、鉄道事業者に対する指導及び支援措置を講ずる。

また、積雪・寒冷地域の冬期交通を確保するため、除雪・凍結防止等の体制整備と適切な作業を実施する。

② 離島航路の確保

離島と本土を結ぶ離島航路は、島民の日常生活に欠くことのできない重要な交通機関であり、その運航及び島民の生活の利便と安全性が確保されるよう必要な支援措置を講ずる。

③ 観光客等の公共交通利用促進

観光客等来訪者の移動の利便性や回遊性の向上により、交流の活発化を図るため、必要な措置を講ずる。

(4) 携帯電話のエリア整備

過疎地域における携帯電話のエリア整備は、地形的制約や、採算性の面から整備が進まない状況となっている。地域住民の利便性向上や、各種産業の振興及び、交流人口の増大のた

め、携帯電話サービスが提供されない地域の解消のために、さらなる携帯電話のエリア整備を図る。

(5) 情報化の推進

過疎地域は、生活面、産業面とも地理的不利性からくる時間と距離の制約や非効率などの問題を抱えており、その克服には、高速交通体系の整備はもちろんのこと、ブロードバンド時代に対応した情報通信基盤の整備とその効果的な利活用を組み合わせた情報化の推進が重要である。

このため、高速通信ネットワークの整備を促進し、行政手続きの電子化などによる住民サービスの向上や地域間の連携による医療システムの構築等、生活に密着した情報提供の充実を図ることにより、住民に効率的なサービスを提供できる体制を整備する。

また、教育面での活用をはじめ、地域の特性・優位性の周知により、都市とのリアルタイムな情報交流を促進し、地域の特性を生かした地域間交流等の機会拡大を図る。

なお、その整備にあたっては、高齢者等の使い勝手にも配慮した情報化の推進に努める。

(6) 地域間交流の促進

豊かな自然環境や美しい景観、歴史や伝統文化を有する過疎地域は、人々の活力の涵養や活動、居住の場として県民のかけがえのない財産であり、また、都市住民の保養や休息、自然体験さらには農林水産業体験の場としてその価値は高い。都市部と過疎地域の交流を進めることで、経済的な効果はもとより、地域住民が気付かない地域の良さを再発見し、地域の誇りの醸成につながるるとともに、農林水産業への関心を高めつつある都市住民に対し就業体験の場を提供して理解を深め、将来的な農林水産業や地域活動の担い手の確保のための受入態勢の整備を推進する。

(7) 移住・定住の促進

イベント等の広報活動を通じて対外的に宮城の魅力を発信するだけでなく、雇用や住居の確保等、移住者の受入体制のさらなる充実に努める。

① 情報発信の強化

都市住民の関心や志向に応じた魅力的な体験プログラムや、大都市圏における交流イベント等を実施するとともに、SNS等も活用したより効果的な情報発信を行う。

② 受け入れ態勢の強化

企業誘致や技術系人材のU I J ターンの支援等により、雇用の確保を目指すとともに、ハローワークや民間の人材会社と連携して効果的な求人情報の提供を行う。

また、子育て世代の移住者が安心して暮らせるよう、特に第5から第7の施策を推進する。

さらに、移住者の居住先の確保のため、空き家バンクや空き家の修繕支援制度等の有効活用を促進する。

③ 定住に向けての支援

移住者が、移住後、地域に溶け込み定住する流れを作るため、移住者と受入地域とのマッチングや移住後のサポートを行う。

第4 生活環境の整備

1 生活環境の整備の方針

生活環境の整備については、これまで一定の改善が図られてきており、特に下水処理は近年急速に整備が進んでいる。住民生活水準の向上はもとより、安全で、潤いと安らぎのある生活環境を整備していくことは、住民の安全・安心の確保や自然環境の保全には不可欠な要素である。また、これまで整備を行ってきた各施設について、老朽化に応じ、定期的な更新を図っていくことで、その機能を長期にわたり維持していく必要性も生じてきている。

一方、地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策の推進により、二酸化炭素の排出量を抑制し、地域環境の保全を図るほか、過疎地域における経済活性化や災害対応能力の強化など持続的な地域の発展を目指す。

これからは、生活環境において、単に都市部に追いつくという視点だけではなく、過疎地域の持つ優れた景観や文化を積極的に生かしながら、総合的な定住環境の整備に努め、ゆとりある安全で快適な生活の実現を促進する。

2 その対策

(1) 簡易水道、下水処理施設等の整備

① 水道の整備

水道施設等の新設・拡充を図り、水道未普及地域の解消を進めるほか、更新計画に基づく施設の機能維持を推進していく。

② 下水処理の推進

豊かな自然環境を保全するため、生活排水の適切な処理について住民意識の啓発に努めるとともに、地域の特性や実情に応じて、公共下水道事業、農業集落排水施設整備、漁業集落排水施設整備、コミュニティプラント、浄化槽などの各種事業による整備を推進する。

③ 廃棄物処理

ごみ処理については、長期的な観点から広域圏による合理的なごみ処理体制の整備を促進する。

また、ごみの減量化や再生利用について住民意識の啓発を図るとともに、不法投棄の撲滅に努め、美しい自然環境の保全と、地域の魅力の向上を図る。

(2) 消防救急施設の整備

① 消防防災体制の強化

過疎地域においては、消防ポンプ車、消防水利等の基礎的消防施設の整備を促進してきたが、それら施設を操作する消防団員は団員数が減少している上、高齢化や被雇用者化が進んでいる。特に、東日本大震災で大きな被害を受けた沿岸部では、消防団員であった被災者の

転出や被災事業所の廃止・事業撤退等による影響により、消防団員が大幅に減少しており、消防組織の弱体化と消防力の低下が懸念される。

このため、地域の実情にきめ細かく対応した消防団員確保対策を実施するほか、地域住民に対し、あらゆる機会を利用して防災に関する啓蒙活動を行うとともに、住民の自主的な防災活動を支援し、地域ぐるみの総合的な消防防災体制を確立する。

また、防災ヘリコプター「みやぎ」等による航空消防防災体制の充実を図るなど、広域的な消防防災活動の展開を推進する。

② 救急体制の充実

今後、救急業務に対する需要はさらに増加するものと予想され、また、特に離島やへき地等を含む過疎地域においては、救急搬送体制の充実が必要であるため、消防本部における救急隊員の確保や高規格救急自動車の整備等を推進し、広域救急業務体制の充実と救急業務の高度化を図るとともに、ヘリコプターの機動力を活用した救急搬送体制の確立を進める。

(3) 再生可能エネルギー等の導入促進

森林から採取される木質バイオマスや温泉などの地熱、農業用水路などの小水力のほか、風力や太陽光など、過疎地域に豊富に存在する自然の資源を再生可能エネルギーとして地域の暮らしに取り入れていくことは、低炭素化による地域環境の保全のみならず、過疎地域の経済活性化など持続的な地域の発展に資する重要な取組であり、災害時にも利用できる自立・分散型エネルギーシステムの構築にも繋がることから、地域特性を活かした多様な再生可能エネルギー等の導入促進を図る。

(4) サービスステーション（ガソリンスタンド）対策

過疎地域にとって、高齢者・若者を問わず、自動車は生活に必要不可欠な移動手段であり、ガソリンの確保は重要な課題である。また、寒冷地である当県にとって、冬季の暖房用燃料の確保も身体生命に関わる重要な課題となっている。さらに、サービスステーションが少ない過疎地域にとって、災害時に化石燃料の確保が困難になるリスクが都心部と比較して高く、早急な対応が求められる。

これら化石燃料の安定的な供給を維持するため、サービスステーションの実態に即した対策に取り組むこととする。

第5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

過疎地域における高齢化は、他の地域に比べ、進行が早い状況となっており、高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせる社会システムを構築することが最重要課題となっている。

高齢者の一人暮らしや夫婦だけの世帯も多く、また、地域に広く分散して居住していることなどから、地域での介護機能の低下が懸念されており、介護サービス基盤の整備が進められているものの、過疎地域の高齢化の特性に配慮した保健・福祉、住宅政策等の緊密な連携による対策が必要である。

多様化、高度化するニーズに的確に対応するため、既存施設の有効利用を図りながら、在宅福祉、施設福祉サービスの質的・量的拡充を推進するとともに、高齢者が健康を保ち、生きがいを持って社会参加できる環境づくりを進める。

また、少子化によって地域の活力が低下しないよう、子ども、そして異世代間のふれあいの機会のための条件整備、家庭や育児に関する相談機能の充実など、家庭・子育て支援を進める。

2 その対策

(1) 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

① 高齢者の保健・福祉の充実

高齢化問題は過疎地域が抱える切実な問題であり、高齢化の進展に伴い、健康で働く意欲のある高齢者が増える一方、支援を必要とする高齢者も増加してきている。

明るく活力のある長寿・福祉社会の実現のため、地域包括ケア体制構築の中心機関である市町の地域包括支援センターや、市町村が実施する地域支援事業への支援を行い、デイサービスやホームヘルプサービスなどの在宅福祉サービスの充実を図るとともに、特別養護老人ホームなどの高齢者福祉施設の整備を促進するほか、地域コミュニティを生かした地域ぐるみの生活支援・介護予防活動など、ボランティアの活動の普及・振興を図り、多様なサービスの提供を推進する。

また、高齢者の健康の保持や疾病予防の充実を図るため、ライフサイクルに応じた健康診断や保健指導の一層の充実を図る。

② 高齢者の自立と生きがい対策

元気高齢者に対しては、豊かな知識や経験など高齢者の活力を生かした社会参加を促進するとともに、情報の提供、活動の場の拡大及び学習機会の充実等その条件整備を進める。また、地域社会における連帯意識の醸成を図るため、各種交流の場や憩いの場、スポーツ・レクリエーション施設の整備促進により、高齢者相互の交流や世代間交流の充実を図る。さらに、高齢者の生活基盤を確立するため、高齢者にふさわしい働く場の提供を促進する。

(2) 児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

① 児童の保健・福祉の充実

核家族化の進行及び女性の就労等により家庭の養育機能が低下している状況にあつて、家庭及び地域社会の暖かい愛情に生まれ、より良い環境の中で健全に育成されるよう、次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業支援計画に基づき、計画的に、認定こども園、保育所、児童館、地域子育て支援センター等の整備を進めるとともに、利用時間の拡大や、放課後児童クラブの設置促進等子育て支援の環境整備を一層推進する。

また、児童の成長過程に即した遊びの環境づくりを進めるとともに、地域ぐるみの児童健全育成体制の確立や保育所地域における高齢者と児童のふれあう交流の場の拡充を図る。

加えて、児童の健全育成のため、母親など地域住民の積極的参加による地域活動の促進を図るとともに、地域における子育て親子の交流を促進し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を通じて、地域の子育て支援の充実を図る。

② 障害福祉の充実

障害のある人が有する能力及び適正に応じ、自立した生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスの提供その他の支援を行う。また障害者の就労促進と定着を図るため、資格取得等の研修を実施するとともに、障害者就業・生活支援センターを運営し、職業生活の自立に向けた指導・助言を行う。

さらに、障害者の工賃向上を図るための施策に取り組むとともに、スポーツ・文化活動やコミュニケーション支援などを通じて障害者の社会参加促進を図る。

③ 地域福祉活動の推進

地域の民間福祉活動を推進する組織として中心的役割を担う市町社会福祉協議会が、住民のニーズに基づいた福祉サービスを提供できるよう支援する。特に被災地では、高齢化や人口流出等により、地域活動を支える担い手が不足する一方で、災害公営住宅等における新しいコミュニティづくりや、既存コミュニティとの融合を進める必要があるなど震災による環境の変化を考慮し、市町及び市町社会福祉協議会とより一層の連携を図り、持続的な地域コミュニティ形成に向けた支援を行う。

また、地域づくりや災害救援等の大きな力となるボランティアや特定非営利活動法人（NPO）の活動に関する情報の収集・提供を行い、その活動を支援・促進する。

第6 医療の確保

1 医療の確保の方針

いわゆる「団塊の世代」が75歳以上の超高齢社会となる平成37年（2025年）に向け、在宅医療を推進し、地域包括ケア体制を構築することが求められているが、過疎地域においては、医療機関自体が少なく、他の地域以上に高齢化が進行している場合もあることから、より一層、在宅医療を行う医師等の確保や医療と介護の連携の必要性が高くなっている。

これらのことから、住民一人ひとりがそれぞれの地域で安心して医療サービスを等しく受けることができるよう医療提供体制の整備に努める。

また、市町が主体となって実施する「在宅医療・介護の連携を推進する事業」が円滑に行われるよう、広域的・補完的に支援を行っていくとともに、医師、看護師等の医療従事者の養成確保と定着を促し、無医地区対策の充実に努める。

2 その対策

（1）無医地区対策

無医地区等への安定的な医療提供体制を確保するために、医師確保対策や医師派遣の充実、へき地診療所における運営に対する助成を引き続き実施する。

また、へき地医療拠点病院やへき地診療所への支援体制の整備を推進するとともに、ICTを活用した遠隔カンファレンスシステムの導入を促進し、無医地区における医療提供体制の充実に努める。

（2）特定診療科目に係る医療確保対策

小児科、産婦人科、眼科、歯科、耳鼻咽喉科等の特定診療科目については、病院及び診療所における医療機会の確保を促進するほか、歯科診療については巡回診療車による巡回診療を充実し、地域住民の疾病治療に努める。

第7 教育の振興

1 教育の振興の方針

(1) 学校教育等の充実

過疎地域における教育文化施設の整備については、ある程度の整備は図られたが、他の地域に比較するといまだ十分とはいえない状況にある。過疎地域においては、過疎化と少子化の傾向が進行し、更なる児童生徒数の減少が予想されることから、「地域からの教育改革」を目指し、学校の実態や地域の実情を十分に考慮しながら、教育水準の維持向上と教育環境の整備を促進する。

また、住民にとって身近な公共施設である学校は、災害時には地区の避難場所となることから、十分な防災機能の整備を図る。

(2) 社会教育の充実と生涯学習推進体制等の整備

心豊かな生活の創造と生きがいに満ちた地域づくりを住民参加の下に展開するため、多様な学習機会の確保と学習活動の拠点となる公民館や図書館など社会教育施設の機能の充実強化に努める。

また、学習情報の提供や地域づくりに必要な人材の育成等、生涯学習を推進するための体制整備の充実を図るとともに生涯スポーツ環境の整備も進める。

2 その対策

(1) 公立小中学校の統合整備等教育施設の整備

① 地域の実情に応じた適正規模の教育環境の整備

過疎地域の小規模小学校等は、地域住民のコミュニティ活動の場としても重要な役割を担っていることから、地域社会や家庭と一体となって教育の充実に努めるとともに、都市部や近隣の学校との積極的な交流促進の場として活用を進める。

また、小・中学校の適正配置の見地から統合を計画する場合には、児童生徒数の推移を見極めながら、学校教育への影響、通学条件の整備、学校の持つ地域的意義等も考慮し、十分に地域住民の理解と協力のもとに進める。

② 教育環境の整備

へき地の学校における教育水準の維持向上と校舎、屋内運動場、プール等の整備充実とともに、児童生徒等の情報活用能力を養成するコンピュータ等情報機器の整備など、教育環境の整備を促進する。

また、きめ細かな指導に配慮するとともに、スクールバス等の充実を図り、通学条件の整備を促進する。

③ 防災機能の強化

へき地においては、災害時に陸路が寸断され孤立する恐れがあることから、児童生徒はもとより住民の命を守るため、停電時における自立的な電力確保のための太陽光発電設備及び蓄電池の整備や、複数の情報通信機能を確保するなど、学校の防災機能の強化充実を進める。

(2) 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備

高齢者の社会参加活動機会の増大、生きがいの高揚を図るための施設整備、活用を図るとともに、若年者のライフスタイルに応じた体育・スポーツ、文化、交流施設などの充実を図ることにより、魅力ある定住環境を構築する。また、全世代が集い・学び・遊び・活躍できる空間としての複合施設の整備を行うとともに、総合的なサービス機能を有する大規模施設については、広域的な観点に立ちその整備を促進する。

公民館については、情報化、国際化に対応した機能や、高齢者等に配慮した設備を備えるとともに、生涯学習の中核施設としての機能の充実に努める。

また、図書館については、図書情報の迅速な提供を図るため、県立図書館と市町村図書館等とのネットワークの充実を図り、住民の利便性を確保する。

体育施設については、地域の状況に応じ、コミュニティスポーツ活動の中心施設としてプール、体育館、運動広場等の整備を促進するとともに、地域住民のスポーツ活動の振興のため、学校体育施設の開放や、住民の利用向上のための設備の整備を促進する。

さらに、高齢者や女性を含む全ての住民が年齢、体力に応じたスポーツ活動を楽しみ、健康で充実した生活を営むことができるよう、スポーツ環境の整備を進める。

(3) みやぎらしい協働教育の推進

社会の中でたくましく生きる子どもたちを地域全体で育むため、地域と学校をつなぐ仕組みを作り、家庭・地域・学校・行政が協働した教育活動を推進するとともに、家庭・地域の教育力の向上と学校教育の充実を目指す。

過疎地域における小規模学校等は、他地域に比べ地域住民が学校に関わるが多く、また、地域が学校にとって果たす役割が大きい。住民、行政区、NPO、町内会、各関係団体等で構成する地域コミュニティが、地域の実情に応じた協働のシステムを作り学校を支援するとともに、地域がこれまで培ってきた技能や伝統文化等を伝える交流事業、体験学習等を通して、地域の担い手を養成していく仕組みを構築する。

第8 地域文化の振興等

1 地域文化の振興等の方針

(1) 多様な文化芸術活動の促進と交流

文化芸術を創造・発表・享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見いだすことは人々の変わらない願いであることから、だれもが主体的に文化芸術を創造・発表・享受することができる環境を整備し、多様な文化芸術活動の拡充促進を図る。

また、地域に根ざした文化芸術活動の活性化を図るため、地域の歴史や風習などの文化資源を生かした特色のある文化イベントの開催を促進し、地域内外との交流を生み出す。

(2) 誇り高い地域文化の継承と発展

急激な社会環境や経済動向の変容の中にあって、本県は歴史的風土に生まれ、受け継がれてきた有形無形の貴重な文化遺産は次代に引き継ぐべき県民共有の財産である。過疎地域には、これらの財産が数多く残されていることから、地域の祭礼行事、民俗芸能、伝統工芸や文化財に対する関心や理解を深め、これらを尊重する心を育てるために必要な環境づくりに取り組みながら、伝統文化の後継者や文化財等の保存技能者の育成といった人材育成に努めるとともに、埋もれた資産を地域づくりの拠点として再生させるなど、新たな文化の創造発見を推進する。

2 その対策

(1) 地域文化の振興等に係る施設の整備及び人材育成

独創的、個性的な地域づくりを展開するため、高齢者の積極的な社会参加のもと、地域固有の文化・芸能の保存や振興への取組を積極的に支援し、子ども達の郷土愛、自信、誇りを育むとともに、地域の将来を担う人材の育成に努める。

施設については、恵まれた自然や独自の生活文化を考慮し、そして国際的な視点を踏まえ、世代間、地域間、業種間交流の推進の場としての活用に配慮するとともに、社会教育施設等への複合化や広域的な施設利用システムの構築に努める。

第9 集落の整備

1 集落整備の方針

人口減少と高齢化の進行により、商店や診療所など、日常生活に必要なサービスが身近な地域から徐々に失われ、構成される集落の活力が低下し、集落機能の維持が困難になりつつある集落が発生していることから、基礎的公共サービスの提供のための幹線道路等の整備や生活交通の維持、医療・福祉の確保など、健全な集落維持のための各種機能の充実に努める必要がある。

さらに、沿岸部においては、震災により集落内の分散を余儀なくされており、それぞれの集落が小規模化され地域行事が維持できず孤立化している状況にある。このため分散した集落が互いのコミュニティ活動を見直し、横断的な連携を図ることが急務となっている。

このため、集落の維持活性化のためには、住民が集落の問題を自らの課題として捉え、将来のあり方について共通した認識を持ち、実践に移していくことが必要であることから、話し合いや住民自治組織等の活動の支援などのための仕組みづくりを進める。

2 その対策

(1) 集落の整備

基礎的公共サービスを提供するための幹線道路等の整備を引き続き進めるとともに、集落で現在課題となっている鳥獣害やごみの不法投棄、耕作放棄地の増加等に対し、適切な策を講じていく。

また、人口減少と高齢化の進行により、今後は買い物や医療機関への交通手段の確保や空き家の増加などが課題になってくると考えられることから、生活交通の維持や医療・福祉の確保、空き家の活用等について、過疎市町と協力して取り組んでいく。

さらに、複数の生活サービスを集約させ、車が運転できない高齢者などであっても一度に用事を済ませられる生活拠点をつくり、地域の生活サービスを維持していく小さな拠点作りを推進する。

(2) 集落の維持活性化に向けた取組の推進

集落の維持活性化を図るには、住民自らが地域を点検して課題や地域資源を見だし、将来に向けた話し合いを行い、共通認識を持って実行に移していく必要があることから、住民間及び住民と行政間の話し合いや実践活動への支援などを円滑に行うための仕組みづくりを推進する。

また、今後人口減少と高齢化が進むことで、過疎地域では特に共同作業の維持や集落の行事・イベント等の開催が困難になると予想されており、地域活動や農林水産業の担い手の確保が大きな課題であることから、地域の実情や意向に応じた人材の確保や派遣ができるような仕組みづくりを進めるとともに、都市部との交流や移住を推進し、人材の交流や将来的な定着を推進する。

第10 過疎地域自立促進の地域別施策の方向

地域別の現状と課題及び整備の方向

宮城の将来ビジョン『富県共創！活力とやすらぎの^{くに}邦づくり』を実現するため、それぞれの地域に求められる役割・機能を踏まえ、日常的な生活圏としてのまとまりの強い広域圏を単位として、過疎地域自立促進の基本的方向をここに示す。

広域圏名	過疎地域市町名
仙南圏	七ヶ宿町、丸森町
仙台都市圏	山元町
大崎圏	大崎市 (ただし、旧岩出山町、旧鳴子町のみ) 加美町
栗原圏	栗原市
登米圏	登米市 (ただし、旧登米町、旧東和町、旧津山町のみ)
石巻圏	石巻市 (ただし、旧河北町、旧雄勝町、旧北上町、旧牡鹿町のみ)
気仙沼・本吉圏	気仙沼市、南三陸町

1 仙南圏域（過疎地域市町村－七ヶ宿町、丸森町）

（1）現状と課題

蔵王連峰に連なる冷涼な高原地帯と阿武隈川、白石川流域の平野部を利用した農林業や高速交通体系により進展してきた工業や豊かな自然環境を生かしたりゾート産業が発展してきた地域であり、白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町及び丸森町の2市7町で構成される。

このうち県境部に位置する七ヶ宿町、丸森町が過疎地域として公示され、ともに振興山村指定地域でもある。

両町は県内でも極めて高い高齢化率を示す地域であり、急速に進む高齢化への対応や、個性的なまちづくりの動きをさらに助長しながら、それらを生かした産業の振興及び隣接地域と連携した地域振興を図る必要がある。

（2）施策の方向

○地域の活動支援拠点などを活用し、地域間・世代間交流を進め、高齢者の社会参加を促進するとともに、高齢者の生きがいを推進する。

○自然、歴史、文化等、地域資源を活用した個性的なまちづくりを推進し、観光事業やグリーンツーリズム等をとおして都市との交流を促進するとともに、都市からの移住・定住を推進する。

○園芸部門における特産品目の作付け推進や畜産の振興を図るほか、山間高冷地での米のブランド化など付加価値の高い農業を推進するとともに、有害鳥獣による農作物への被害を防止するため、地域が一体となり対策を推進する。

○豊富な森林資源を活用し林業の振興を図るため、森林施業の集約化・機械化等により生産性を高めるとともに、特用林産物の生産拡大や出荷制限された品目の生産再開に向けた取組を推進する。

○地域特性を活かした自立・分散型エネルギーの活用による低炭素化社会の実現、災害に強いまちづくり及び地域経済の活性化など持続的な地域の発展に資するため、再生可能エネルギーの導入を促進する。

○中山間地域など地理的条件が不利な地域が多いことから、農用地の荒廃防止と農山村の多面的機能の保全を図っていくための地域活動や営農の継続を促進する。

○観光資源等を積極的に活用し、県外も含め隣接地域と連携して、人や文化の一層の交流を推進する。

2 仙台都市圏域（過疎地域市町村－山元町）

（１）現状と課題

宮城県の中央部及び南東部に位置し、西方に奥羽山脈が連なり、南部に阿武隈山地が走り、これらに間に標高100メートル前後の丘陵地と名取川、阿武隈川等によりつくられた沖積の仙台平野が広がっている。気候は比較的温暖で、特に南部海岸地域は県内で最も温暖な地域であり、仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村の6市7町1村で構成される。

このうち福島県境に位置する山元町が過疎地域として公示されている。また、当町は農村地域工業等導入促進法により指定された地域でもある。山元町は、平成23年3月に発生した東日本大震災により甚大な被害を受けたことから、震災からの早期復旧・復興が最優先課題となっている。この圏域では、甚大な被害を受けた農林水産業の復旧・復興を進めるとともに、地域資源を活かした交流人口の拡大や若者の定住化及び移住促進を図っていく必要がある。

（２）施策の方向

○農業については、被害を受けた農地や農業用施設等の復旧・復興を進め、農地整備事業等により良好な生産基盤の整備を推進する。また、競争力のある経営体の育成を図るため、法人化や経営の多角化等による経営を推進するとともに、青年農業者の確保・育成と新規就農者の定着を支援する。

○地域資源を活用した農業の6次産業化の推進や、グリーンツーリズムの振興を支援する。

○豊かな自然や、いちご・りんご等の地域資源を活用した地域イメージの向上を図るとともに、高品質・高付加価値化による農産物ブランドの確立を支援する。

○水産業については、漁場のガレキ撤去を引き続き行い、ホッキ漁の本格的な再開を支援するとともに、漁業生産活動の安定のため、新しい技術の導入や協業化の推進に取り組む。また、水産物のブランド化、販路拡大による漁家経営向上の取組も支援する。

○林業については、国との連携による海岸防災林の復旧など、再生に向けた取組を進める。また、適正な森林管理により、森林が持つ多面的な機能の保全を図る。

○商工業については、施設・整備の復旧・復興に加え、企業誘致の推進により新たな雇用の創出や地域経済の活性化を図るとともに、企業の経営基盤の強化や人材確保への取組に対しても、関係機関と連携しながら、支援を行う。

○観光については、豊かな「食」、自然景観、震災の記憶などの地域資源を活かした誘客促進や近接市町の観光資源を組み合わせた広域的な観光振興による交流人口の拡大に向けた取組

を支援する。

3 大崎圏域（過疎地域とみなされる区域を持つ市町村及び過疎地域市町村） — 大崎市（旧岩出山町、旧鳴子町の区域）、加美町）

（1）現状と課題

大崎圏域は、北西部から西部にかけて栗駒山や船形連峰の雄大な自然を有する奥羽山脈が連なり、中央及び東部一帯は、江合川、鳴瀬川流域の平坦地が広がる大崎耕土を利用した広大で肥沃な穀倉地帯である。平成18年3月末の市町村合併により誕生した大崎市を中心とする1市4町により構成され、このうち山間部の加美町、そして大崎市のうちの旧岩出山町及び旧鳴子町の区域が過疎地域として公示されている。これらの区域はいずれも豪雪地帯で、旧鳴子町の区域は特別豪雪地帯にも指定されている。

当圏域は、優れた自然環境や温泉、歴史・文化遺産等の地域資源に恵まれ、リゾート施設の整備も進められ、また、地域資源を生かした個性的な地域おこしが活発化してきているが、県内有数の観光地である旧鳴子町の区域においては、宿泊観光者数が年々減少していることから、滞在型の観光地づくりや、隣接県を含めた広域的な交流の促進が求められる。

（2）施策の方向

○大崎市を中心に県北西部の発展をリードする中核都市圏としての都市機能の充実を図り、その都市機能が広域的に活用できるよう幹線道路などの整備を促進する。

○主要産業である農業については、担い手の育成・確保と生産基盤整備の推進による効率的で生産性の高い農業地域の形成を図る。

また、グリーンツーリズムなど交流活動等によるアグリビジネスを推進するとともに、安全・安心な農産物の生産と環境保全型農業の展開を図る。

○河川、農業用排水施設などの水辺空間の整備を進め、身近に水とふれあえる機会の創出など、自然と調和した住みやすい生活空間の整備を推進する。

○栗駒・船形地域の豊かな自然環境や温泉、歴史・文化遺産等、豊富な地域資源を活用し、個性とうるおいに満ちた保養環境の整備を促進し、滞在型の観光地づくりや広域的な交流・連携を推進する。

○効率的で持続的な林業経営と、森林の持つ多面的機能の向上に必要な森林整備及び林道整備を促進する。

4 栗原圏域（過疎地域市町村 － 栗原市）

（1）現状と課題

栗駒国定公園の栗駒山を北西に控え、そこを源流とする河川の流域に開けた穀倉地帯を有する地域だが、県下でも人口の減少と高齢化が進んでいる地域である。平成17年4月の市町村合併により圏域全体が栗原市となったが、旧10町村すべての区域が過疎地域として公示されている。中でも平成20年岩手・宮城内陸地震で、甚大な被害を受けた栗駒・花山地区では、一層過疎化が進む恐れがある。震災の影響により栗原圏域への観光客入り込み数は大幅に減少しており、交流人口の増加を図るための支援が必要である。また、恵まれた高速交通体系を生かした先端的企業の立地促進や住宅団地整備による定住化を推進する必要がある。

（2）施策の方向

○自然環境に恵まれた地域の中で、環境への負荷の少ない循環型社会システムの構築を促進するとともに、地域が一体となり、栗駒山、伊豆沼・内沼等豊かな自然環境の保全などに取り組み、次世代へ良好な状態で継承していく。

○みやぎ県北高速幹線道路の整備により、東北新幹線、東北縦貫自動車道、三陸縦貫自動車道などの広域交通網のさらなる充実を図り、環境に配慮した自然調和型の新しい産業の誘致を進めるなど、産業の活性化と交流機会の増大を図る。

○工業については、既存企業の経営基盤の強化、競争力の強化、人材の育成に努め、新たな企業の誘致と、地域資源を生かした、新事業の創出、6次産業化等の展開を推進する。

○ラムサール条約湿地である伊豆沼・内沼をはじめ、栗駒山とその山麓に点在する温泉などの恵まれた自然環境、歴史・文化資源を生かし、隣接県とも連携した広域観光を促進する。あわせて、グリーンツーリズムを促進するとともに、都市からの移住・定住を推進する。

○主要産業である農業については、担い手の確保や低コスト化に向けた生産基盤の整備を進め生産性の高い農業を推進するとともに、アグリビジネス、環境に優しい有機農業、農商工連携等による新しい付加価値を創出する取組を展開する。

5 登米圏域（過疎地域とみなされる区域を持つ市町村 － 登米市（旧登米町、旧東和町、旧津山町の区域））

（1）現状と課題

登米圏域は、北上川と迫川に育まれた登米耕土を基盤とした稲作主体の農業によって発展してきた地域であり、平成17年4月に登米郡8町と本吉郡津山町の合併によって誕生した。そのうち東部の山林・中山間地帯に位置する、旧登米町、旧東和町、旧津山町の区域が過疎地域として公示されている。

当過疎地域においては、市内の他の地域と比較して、若年者比率が低く、65歳以上の高齢者比率が高い状態が続いている。地域の生活機能の維持及び活力向上のためには、保健・医療・福祉に係る体制の整備や教育の充実のほか、若者の雇用の場の確保を含めた産業振興など、定住環境づくりのための施策を総合的に推進する必要がある。

当該地域では、三陸縦貫自動車道が南三陸町の南三陸海岸インターチェンジまで延伸され、三陸縦貫自動車道と東北縦貫自動車道を繋ぐみやぎ県北高速幹線道路の整備が進められている。また、平成27年に旧津山町の一部が三陸復興国立公園に編入された。しかし、この地域への観光客数は年々減少していることから、地域の活性化を図り地域を次代に繋ぐため、アクセスの向上及び国立公園への編入を有効に活用する取組が求められている。

（2）施策の方向

○人・物・情報の交流の促進や雇用機会の創出を図るため、三陸縦貫自動車道及びみやぎ県北高速幹線道路の整備を加速するほか、当該圏域にある三つのインターチェンジ等を生かした商業・工業・観光等地域の産業振興を推進する。

○農業については、環境と調和の取れた持続的な農業の振興を図るため、生活者ニーズに対応した「登米ブランド」の確立、経営管理能力に優れた経営体の確保、生産基盤の整備、地産地消への取組を推進する。

○林業については、持続的な森林整備と活力ある林業・木材産業の振興を図るため、担い手の育成・確保、林業の生産基盤等を一層強化するとともに、地域材の利活用、森林資源を生かした地域づくりへの支援、市民及び社会全体で森林づくりを支える取組の普及・定着を推進する。

○観光については、交流人口の増加を図るため、みやぎの明治村や隠れキリシタン史跡、三陸復興国立公園等の国及び県指定の重要文化財、各種史跡、北上川等の水辺空間、里山等の地域資源を活用するとともに、地域の魅力を幅広く発信する。

○地域の産業については、以上とともに、農業・林業・商業・工業・観光が一体となったグリーンツーリズムや農商工連携、6次産業化の取組を進めながら、地域の産業の将来を担う人材育成に努めていく。

○環境については、多様性に富んだ豊かな自然環境を守り育てるとともに、再生可能エネルギー

ギーを活用するなど、循環型社会の形成に向けた施策を総合的に推進する。

○高齢化が一層進行する中で、地域に住む人々が安全・安心に暮らすことができるよう、医療・介護・福祉に係る体制の整備、日常生活における交通手段の確保、生活に密着した下水道や農業集落排水等の整備拡充を推進する。

○地域の担い手となる子どもたちの健やかな育成のため、良好な学習環境づくりとともに、教育関連の施設整備を推進する。また、学校・家庭・地域が協働して子どもを育てる環境づくりを推進する。

6 石巻圏域（過疎地域とみなされる区域を持つ市町村 — 石巻市（旧河北町、旧雄勝町、旧北上町、旧牡鹿町の区域））

（1）現状と課題

南三陸の優れた景観と北上川等の豊富な資源に恵まれ、農業、水産業及び製紙・木材関連等の工業を基幹産業として発展してきた地域である。平成17年4月の市町村合併によって、石巻市を中心とした旧1市6町で新たに石巻市となり、東松島市及び女川町との2市1町で圏域を構成する。その石巻市のうち旧河北町、旧雄勝町、旧北上町、旧牡鹿町の区域が過疎地域として公示されている。

平成23年3月1日に発生した東日本大震災により、圏域内は死者5千人を超える人的被害（全県の50%に相当）とともに、農業や水産業などの経済基盤に甚大な被害を受けた。

東日本大震災以前には21万人を上回っていた圏域内の人口は、震災で20万人を下回り、なお減少傾向にある。

このため当圏域では、甚大な被害を受けた農業や水産業の早期復旧・復興を図るとともに、圏域の再活性化を図っていく必要がある。

（2）施策の方向

○農業については、被害を受けた農地・農業用施設の早期復旧と農業者の営農再開を推進するとともに、競争力のある経営体の育成を推進し地域農業の再構築を図る。また、生産者、食品関連事業者及び消費者などの連携を推進しながら、地域食材の需要拡大を図り、地域の食産業の活性化を促すとともに、生産者と関係団体等が行う付加価値の向上へ向けた6次産業化などの取組を支援する。

○水産業については、震災からの「新たな水産業の創造」に向けて、水産業集積拠点漁港等の整備や水産業関連施設の集積促進を図るとともに、6次産業化や他産業との連携による販路拡大等を支援し、漁業後継者の確保・育成を図る。また、水産加工業については、水産物及び水産加工品の販路回復や商品開発等の取組を支援する。

○観光業については、市や民間団体及び再開した観光施設等と協力体制を強化し、震災により失われた観光誘客の回復に努める。また、豊かな自然や食材、被災地だからこそ提供できる復興ツーリズムや防災・減災教育旅行の拡充等により観光産業全体の一層の活性化を図る。

○中小企業の競争力を強化するため、産業界や学校教育、職業訓練の関係者との連携により、創造性や実践力などの資質を持つ地域産業を支える人材の育成を支援する。

7 気仙沼圏域（過疎地域市町村 － 気仙沼市、南三陸町）

（1）現状と課題

宮城県北東端に位置し、東側は太平洋に、西側は山林に面しており、海と山に囲まれた自然資源豊かで比較的温暖な気候の地域で、気仙沼市と南三陸町との1市1町で構成する。平成26年4月に気仙沼市、南三陸町の全域が過疎地域として追加公示された。

当地域は、リアス海岸が連なる変化に富んだ地形によって、天然の好漁場を数多く有し、世界三大漁場の一つである三陸沖漁場を間近に、古くから漁業、水産加工業を基幹産業として発展してきた地域で、水産業や食品製造業のほか、「食」や「体験」を核とした観光業などの地域に根ざした産業が経済を支えてきた。

しかし、平成23年3月に発生した東日本大震災により甚大な被害を受けたことから、震災からの早期復旧・復興を最優先課題となっており、人口減少や高齢化等による担い手や労働者の不足なども加味した地方創生への取り組みも課題となっている。

（2）施策の方向

○水産業については、漁業資源の減少、燃料価格の高騰、国際的な資源管理の強化、輸入水産物の増加による価格の低迷など、水産業を取り巻く状況は大変厳しく、また、震災により壊滅的な被害を受けたことから、都市機能や産業構造に配慮した関係施設の早期復旧に取り組みつつ、後継者不足や担い手の高齢化、経営体数減少などの課題に関係者が一体となり、水産業の持続的かつ創造的な展開が図られるよう取り組む。

○農業については、経営規模が小さく基盤整備も遅れており、担い手の高齢化と減少、農地の耕作放棄が課題となっている。しかしながら、津波被災地の農地復旧・整備を契機に、担い手の組織化やねぎ等の新たな振興品目の導入が進んでおり、早期営農の再開と収益性の高い農業経営の実現を推進する。

○林業については、森林資源が充実する一方、採算性の悪化で森林所有者の経営意欲が低下しており、森林資源の有効利用や間伐等の森林整備が課題となっていることから、地域材活用の促進や森林認証制度を活用した地域材の流通等、地域材の活用を促進し、林業の採算性向上と森林の公益的機能の維持を図る。

○商工業については、復旧・復興の途上であることから、事業再開のための施設・設備の復旧支援や、販路の回復・拡大を支援するほか、新たなまちづくりにあわせて意欲的な取組を行う商店街への支援や豊富な地域資源を活かした製造業の振興を支援する。

○観光業については、壊滅的な被害を受けた施設の復旧等を支援するほか、高速交通体系の整備が進みつつあるものの、当圏域の観光客数は震災前の水準まで回復していないことから、「食」の魅力や豊かな自然環境を素材とした体験メニューの拡充や、防災教育を組み込んだ

教育旅行の受入等を推進し、誘客の強化を図る。

○水産業などの地域産業の振興やリアス海岸などの豊かな自然環境を活用した観光振興を図るため、三陸縦貫自動車道や国県道などの交通ネットワークの整備を推進する。また、大島架橋事業については、平成30年度の完成を目標に整備を進め、住民生活の利便性の向上を図るとともに、地域間交流の推進を図る。